



# みどり



## 116号『改正道路交通法②』

2017年11月1日発行／編集責任者 田中 眞／毎月1日発行／群馬県藤岡市篠塚105-1  
<http://www.shinozuka-hp.or.jp/center/>

前回に続き、本年（2017年）3月12日からスタートした改正道路交通法を解説します。繰り返しになりますが、改正のポイントを表1に示します。

表1. 改正のポイント

①臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の新設

75歳以上の運転者が一定の違反行為をした時は、その時点で臨時の認知機能検査を受検する必要があります

②臨時適性検査制度の見直し

免許更新時、または上記の臨時の認知機能検査で「認知症のおそれがある」と判定された方は、臨時適性検査を受けるか、または、主治医等の診断書を提出する必要があります

③高齢者講習の合理化・高度化

認知機能検査の結果によって講習の内容等が変わります

今月号では①を解説します。

**75歳以上の方が一定の違反をすると**

免許更新後、次の免許更新までの間に、75歳以上の運転者が一定の違反行為（表2）をした場合、臨時の認知機能検査を受けなくてはなりません。

一定の違反行為は18項目あり、認知機能低下により起こしやすい違反です（今回の改定により新たに4項目が追加されました）。

表2. 一定の違反行為（18基準行為）

- ・信号無視；点滅信号も対象
- ・通行禁止違反；一方通行の道路の逆走など
- ・通行区分違反；逆走や歩道の通行など
- ・横断等禁止違反；禁止場所での転回など
- ・進路変更禁止違反
- ・遮断踏切立ち入り等
- ・【新】交差点右左折方法違反；徐行せず左折するなど
- ・指定通行区分違反；右折レーンからの直進など
- ・【新】環状交差点左折等方法違反
- ・優先道路通行車妨害等
- ・交差点優先車妨害等
- ・環状交差点通行車妨害等
- ・横断歩道における横断歩行者等妨害等
- ・横断歩道のない交差点における横断歩行者等妨害等
- ・徐行場所違反
- ・指定場所一時不停止等
- ・【新】合図不履行
- ・【新】安全運転義務違反；脇見など

臨時認知機能検査の内容は前号で紹介した免許更新時の認知機能検査と同じです。

\* \* \*

改正前は、認知機能検査を受けるのは3年に

一度の免許更新の時だけでした。その結果が「第1分類（認知症のおそれがある）」と判定され、かつ更新前後の一定の期間内に一定の違反行為をした場合にのみ、医師の診察が義務付けられていました。しかし改正により、一定の違反行為があった時点で、通知が届いた翌日～一ヶ月以内に認知機能検査を受けなければならなくなりました。受けなかった場合は、免許取り消しまたは停止処分になりますので注意が必要です。

臨時認知機能検査の結果は、前回受けた認知機能検査と比較・評価されます（表3）。

表3. 臨時認知機能検査の結果の評価

- ①前回と比べて認知機能が低下していない場合；免許継続
- ②前回と比べて認知機能が低下している場合；臨時の高齢者講習を受講
- ③第1分類の場合；臨時適性検査または医師の診断書の提出が必要

前回	今回	臨時高齢者講習
第3分類	第3分類	受けない
	第2分類	受ける
	第1分類※	受ける
第2分類	第3分類	受けない
	第2分類	受けない
	第1分類※	受ける
第1分類	第3分類	受けない
	第2分類	受けない
	第1分類※	受けない

（※）臨時認知機能検査の結果が「第1分類」の方は、「認知症のおそれがある」に該当します。よって、臨時高齢者講習ではなく、臨時適性検査を受けるか、認知症に関して専門的な知識を有する医師または認知症に係る主治医（かかりつけ医）により作成される診断書の提出が必要になります。

## 免許証の取り消しや停止の要件は？

今回の道路交通法の改正で、運転免許の取り消し、停止に該当するのは以下の場合になります。

- 1) 一定の違反行為をしたのに臨時適性検査、臨時高齢者講習を受けない
- 2) 臨時適性検査や医師の診断書を提出しない
- 3) 「認知症」と判断された場合

取り消しとなった場合は、次項で解説する運転免許証の自主返納や「運転経歴証明書」の交付申請ができません。

## 運転免許証の自主返納とは？

「運転に自信が持てなくなった」「運転する機会が減ってきた」などの理由で、運転免許証を自主返納する方が増えてきています（運転免許証の自主返納に年齢制限はありません）。手続きは、管轄の運転免許試験場、運転免許更新センター、警察署で行っています。すでに免許の有効期限が切れている方は申請できませんのでご注意ください。

自主返納する際には、「運転経歴証明書」カードの交付をご検討ください。交付の受付期間は返納後5年以内です。住民票の写しの提出など各種手続きが必要ですが、運転免許証同様、本人確認書類として利用可能です。また、運転免許経歴証明書を持っている方に各種特典を用意する自治体が増えてきています。

\* \* \*

運転免許証を自主返納すると、ご自身で車の運転をして出掛けることは出来なくなります。買い物や通院の際の移動手段をどうするか、外出頻度が減ることで家にこもりがちにならないか…返納後の生活をご家族と話し合うことや、お住いの地域包括支援センターやかかりつけ医などに相談することが肝要です。

（文責：金子 由夏）